

## {専門委員会・協議進行要領}

どの委員会でも～正副委員長・委員・事務担当（含む当日の書記）の確認を・・・。  
・・・今、出来ることを決定しよう・・・今、から実践することを決定しよう  
・・・いつ・何を・どのようにするか・・・目標を立てよう

### 1、総務委員会～委員長 石井（北海道）・副委員長 松田（滋賀）・事務担当堀（岐阜） 委員～吉田（京都）谷口（徳島）伊東（千葉）

- 1) 各都道府県での通常の活動は活発か？～現状把握と見直し「このままでは良くない」
  - ①総会他年何回位の集まりがあるか
  - ②研修会の開催や・広報誌の発刊は
  - ③日常活動と連絡方法は？
  - ④都道府県・市町村民会議での活動は？連携は？
  - ⑤各都道府県で必ず一つ、今年重点目標を作る。
  
- 2) 「チャンスを活かす運動」への理解と啓発は？・・・どうすれば良いか？
  - ①所属団体や地域活動の中で、啓発・導入できることはないか？  
家庭では～子どもと一緒に時間を持とう・・・食事はできるだけ一緒に・・・手伝いをしてもらおう（炊事・洗濯・掃除ほか）  
地域では、行事をする時に～子供と一緒に企画・運営・反省を～子どもをお客様にしないで・・・
  - ②資料・広報誌・封筒などに「子どもが伸びるチャンスを活かそう」を印刷して啓発
  - ③のぼり旗の活用
  
- 3) 基本法制定運動への理解と議員要望活動の推進方策  
所属の都道府県の国会議員（当面自民党で可）へ要望書提出の具体的な方法を決める  
要望書は全日本で作成。各都道府県会長名を付け加えることも可  
封筒は各都道府県？全日本？が作成  
郵券代は各都道府県？全日本？
  - ①要望文書～各都道府県で出身議員のアポを取って要望書を持参し説明・提出する（各都道府県会長・又は全日本会長と同行・又は全日本会長）  
・各都道府県で出身議員へ各都道府県が郵送する
  - ②ハガキ要望～ハガキで各会員個々が要望する（ハガキは全日本？各都道府県？どちらが作成？）
  - ③各都道府県や市町村議会議員へ基本法制定を要望する  
自民党の都道府県連・各市町村支部あてに  
各議員個人へ・
  - ④関係団体と連携して要望運動を行う  
・全国県民会議連合会に協力を要請  
・全国社会教育委員連合会・生涯学習の町づくり協会・全国教育問題協議会・・・他

#### 4) NPO法人化への検討

- ①別紙、検討要領により、各都道府県で検討する（別紙添付資料）
- ②資金の必要な事業はどのような事業があるか？どのような事業を実施したいか

## 2、後継者養成委員会～委員長 宇野（愛知）・副委員長 伊藤（宮城）・山崎（埼玉） 事務担当 配島（東京）・委員～前（和歌山）内山（広島）

### 1) 28年度実施報告

- ①全日本養成講座
- ②ブロック・県の養成講座（入門講座？～初級講座？）実施状況
- ③それらの反省と課題は？

### 2) 29年度実施計画

- ①全日本養成講座の実施計画
- ②ブロック・県の養成講座（入門講座？～初級講座？）実施計画は？  
開催県など、より増加するには？
- ③それらの課題は？～参加者の確保

### 3) 修了者や認定・登録者のアフターケアは、上手くできているか

- ①組織のある県での活動参加は？
- ②組織の無い県・弱い県との結びつき。組織化の方策は？

### 4) 組織の無い県・未加入の県・アドの少ない県への対応

- ①通信制度の復活とその実施について
  - ・テキストの作成方法～作成委員・掲載内容（学習内容）科目の選択・原稿作成者への依頼・
  - ・テキスト作成期限～資金確保・作成期限
  - ・活用方法～通信受講者の対象・募集・受講料・審査方法・初級合否決定方法
- ②修了者の各県アド加入・組織化・全日本との繋がり方
- ③全日本養成講座への参加方法・募集・受講手続き

## 3、広報委員会～委員長 峠（愛知）・副委員長 香川（香川）・事務担当 清水（鳥取） 委員～稲積（富山）磯見（北海道）佐藤（神奈川）

### 1) 組織の連絡網の確立について～情報のパイプが詰まっている。

その原因は？情報網の確立を図るためには、今、どうするか・・・まずは返事（回答）をしよう

- ①全日本・各ブロック・各都道府県の事務局間のパイプを太くするには？  
全日本事務局会議の開催  
全日本事務局の強化～事務局長の基に・会計担当・総務（庶務）担当・アド養成担当・

広報担当を置く・・・各ブロック事務局と連携・  
・ブロックは各都道府県事務局と連携

②全日本・各ブロック・各都道府県の会長間のパイプを太くするには？～名簿を作ったがその活用方法は？

2)) グッズの活用について (別紙注文書)

・名刺 (台紙の購入・活用) ・シール・缶バッジ ・のぼり旗 ・会員バッジ

①活用啓発方法は？

②発注・受注の方法は？～

③期限は？

3)) HPの活用について～先ず、活用の現状は～各会員はどの程度使っている？

①アップの対象内容は？

・全日本の会議・事業・各委員会活動情報  
・各ブロックの会議・研修会・事業・広報誌 (紙)

②情報の収集は～誰が・・・誰に・・・どのように提供するか？・・・記事は誰が書くか

③収集・提供者の担当者は～最終的に、誰が受け取り・まとめ・アップするか

・全日本は～会長？事務局？通信員？  
・各ブロックは～会長？事務局？通信員？  
・各県は～会長？事務局？通信員？

4) アド連だよりの発刊

①年何回・いつ発行するか～せめて年3回以上 (①総会。各ブロック活動②各ブロックや各県や総会決定事項の執行状況。養成講座募集と開催内容、③各県講座開催報告。養成講座実施状況報告・総会招集など④その他～関係団体の上京・お知らせ～全国県民会議や友好団体)

②何を・誰が・誰にどのように情報提供するか

③誰が編集・発刊するか

5) 活動事例集の発刊について

何を紹介し、誰が、どのように活用するか

①原稿・活動状況写真の収集方法

②事例の発表方法

③優秀事例の選択方法

④事例集編集方法～編集委員・印刷方法・印刷資金

⑤事例集の活用方法

6) アド紹介パンフレットの作成・発刊について

「アドって、何してるの？」との問いに、簡単に「これ見て」と云って渡せるような、A4版3つ折り、のような紹介パンフレットは作れないか。公民館・コミュニティセンター・ボランティアセンターのような施設にアド紹介パンフレットが必要ではないか。

NPO法人化に関する検討資料

1、法人設立の目的は何か？

1) 本会規約に規定する、本会の目的、並びに本会運動方針・事業計画の具現化を図る為に

本会規約(目的)

第3条 本会は、青少年問題の重要性に鑑み、地域社会における青少年育成活動の活性化を図ると共に、会員の資質高揚、並びに後継者育成に努めることを目的とする。

(28年度東京大会運動方針・事業計画参照)

- 2) 指導者の養成事業をはじめ、青少年問題の解決に向けた、事業に取り組むと共に、青少年の健全育成に関わる地域活動の企画・実施を行うため
- 3) 全日本や各ブロック・各県において、様々な事業に取り組む機会を啓発し
- 4) 公共団体などの委託事業をはじめ、これら事業実施に必要な経費を確保し易い状況を作り出すことにより
- 5) 事業実施を可能にし、我らの目的である、青少年の健全育成に資する事ができる。

2、その目的を達成するために、どんな事業を実施するのか？

1) 全日本青少年育成アドバイザー連合会の規約に規定する事業目的達成のための7事業

本会規約(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 内閣府及び各県民会議等の事業支援、並びに青少年育成関係機関・団体等との連携協業の促進。
- (2) 育成指導者研修事業の実施、並びに青少年問題に関する情報収集・調査研究。
- (3) 青少年の自立支援や子育て支援活動、並びに悩みごと相談に対する助言。

(4) 青少年の国際交流、ボランティア活動・体験活動等の支援。

(5) キャンペーン活動、並びにホームページ・会報等による広報活動の推進。

(6) メディアへのニュースリリースの活用。

(7) その他、目的達成のため必要な事業等の実施。

## 2) 特定非営利活動における 20 種類の分野に該当する活動

特定非営利活動とは

特定非営利活動とは、以下の 20 種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

### **NPO 法 20 種類の分野**

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動

14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

これらの対象事業の中から、不要の物は除外して、定款に規定する。

1)及び2)により、現在のアド連規約の事業とNPO法人化後の定款に定める事業を検討。

### 3、その事業を実施する為の資金運営をどうするか？

例えば、平成28年度の助成金申請では、以下の公募があります。(名古屋市の市民活動センターのHPより:なごや★ぼらんぽナビ)

1)地域まちづくり活動助成 50万円

2)商店街にぎわい創出支援事業 100万円

3)NPO サポートファンド 200万円

法人化後のアド連の各種事業にマッチした公募事業を検討し応募を検討する。

各県・市町村には、様々な地域活性化事業が設けられており、どのような対象事業があるか、公共団体に問合せすることが重要である。

また、様々な法人や民間団体にも、関連する補助や委託事業がある為、調査することも重要。

### 4、法人の役員となるアド理事(各県会長・会員の決意)の経営覚悟はあるか？

法人化した場合に役員となることが予想される、全日本アド連正副会長・理事・幹事、並びに正会員たる各県会長に、設立資金などの負担や企業や団体へ寄付金依頼を含めて、経営責任を負う覚悟はどの程度のものがあるか。

(参考)

## 1 NPOの定義

「NPO活動」については、「社会的な使命の達成を目的に、市民が連携し、自発的かつ非営利で行う社会的、公益的活動」であり、このような民間の組織、団体を「NPO」と定義する。

第3は、「市民の社会参加の促進」である。

NPO法人は、「寄附やボランティアといった自発的な経済活動を通じて、市民の社会参加を促す機能」をもつ。

その一方で、NPO法人は、経営課題も抱える。

その最大の項目は、「収入の確保」である。NPO法人の収入総額の中央値は1,430万円、500万円未満の法人が約25%を占めるなど、総じて収入規模は小さい。そのため、大半の法人で、いかに収入を確保するかに頭を悩ませている。

また、収入総額の規模の大きい法人では、この収入の確保に加えて、「人材の育成や組織のマネジメントなど、活動の質をいかに高めるかといった、新たな次元の課題」も抱えることになる。

このように、NPO法人には一般の営利企業とは異なる存在意義がある一方で、さまざまな経営上の課題を抱えている。NPO法人を支援するうえでは、現在の課題を克服したその次をも見すえた対応が求められる。

## 基本問題検討委員会 報告

### 1 これまでの経過

基本問題検討委員会は平成27年開催の和歌山総会で委員会の設置が承認され、同年11月開催の役員会で委員の指名があり、北海道の石井が委員長に就任しました。基本問題検討委員会の任務は、各アド連の活性化や都道府県県民会議との連携、未加入組織の加入促進など多岐に渡りますが九州問題の意見交換を行った程度で27年度は終了しました。

### 2 平成28年度の取り組み

6月の東京総会では、各県の活動実態を調査するなどの委員長私案が議案として提案され承認され、8月には各県アド連会長にアド連の活動状況と県民会議との連携についての調査表が送付され集約しました。結果は別添「総括表」とおりのりです。この結果を11月の理事会に報告するとともに、「今後10年間組織が持続できるか」について委員長私見を提案しました。

#### ○ 提案（私見）

アンケート結果を見て感じたこと。

- ① アンケート調査の回収率、内容
- ② 後継者養成の柱となる「入門講座」を開催可能な県、
- ③ 高齢会員が多数おり10年後の会は新人は増えない、退会者は増え続けるという姿しか見えてこない。

さらに、

中央での養成講座の受講者数を総合すると、都道府県組織を持続すること自体も厳しい状況にあります。さらに、アド連本体も存続が危うい現状が見えてきます。

そんな観点に立ち、私たちが今もう一度原点に戻って「志の共有」を再確認しないと青少年育成の旗振り役は消滅の一途をたどることになります。

今のアド連を支えているのは60歳台以上の面々です。この世代はある程度の積極性を持って青少年育成や青少年育成アドバイザーに抵抗なく参加できた世代です。青少年育成国民会議という組織は私たち青少年育成者にとってはバイブル的存在であったことは間違いありません。「志の共有」とは、①青少年育成活動には高度に研修された指導者が必要であること、②その役割を全日本アド連が担わなくてはならない現状にあること、③その具体的な活動として養成講座に多くの活動者に来てもらうという作業が全青少年育成アドバイザーに必要なこと（都道府県での入門講座の開講）があります。



しかし、現状はそれが広がっていません。

総会で決めても実践できない、実践しない、実践しなくてもしょうがないという負の「勢力」が存在することを否めない事実である。

そのようなことではアド連の行く末ははっきりしている。

その後の討議後の整理。

## ◎基本問題特別委員会

7月から調査票表で①県アド連の活動①青少年育成県民会議の連携についてアンケートを行いました。その結果28県中18県アド連から報告がありました。会員数432人平均年齢59,7歳、中身を検討すると活動内容では県アド連連携するが主催する事業が少ない。会計の状況では補助金・助成金をもらっている富山県、鳥取県、広島県、賛助会費(15万円)を集めている愛知県など。県レベルの養成講習会の可能性があるは7県。活動すすめる上で改善すべ事項では後継者の養成、事業に参加する人が固定化される、県レベルで出来る事業として研修会など増したい。また、全国県民会議連合会加入12県、県民会議のとの連携度平均3.6(1~5段階で)、5が石川県、宮城県。ありがとう100回運動の、のぼり希望、バッジの注文は8県と現状である。

全日本アド連の養成講座受講者数などを総合すると、都道府県組織を維持すること自体も厳しい状況にあり、さらに中央のアド連本体も存続も危うい状況が見えてくる。

このことから全日本アド連が10年後も持続させる方策を至急つくるのが肝要だ。そのため、各県代表等と「メール・ミーティング」を随時行い、情報の共有と意見交換を行っていくこととした。

本年4月の役員会においては引き続き組織強化のための方針について協議されました。しかし、調査結果についての現状認識は一致できても、具体的な方針の提示には至りませんでした。

一方ではNPO法人化、基本法制定運動など組織の現状をかえりみた時今まで以上に重責なものであることから、将来の運動に禍根を残さないよう真剣な話し合いを期待します。

(文責・石井光郎)

全日本青少年育成アドバイザー連合会

## 広 報 委 員 会

日時 : 平成 29 年 6 月 26 日(月)

9 : 00 ~ 11 : 30

場所 : ホテルグランベール岐山

### 次 第

1. 開会

2. 挨拶 広報委員長

3. 協議事項 (各事項について、およそ 15 分~20 分程度)

・司会進行は、広報委員長が振興進行する。

1. 会員バッチとロゴマーク入りの名刺の活用

会員意識の昂揚と連帯感を強めるため、20周年を記念してのカラーの会員バッチを作成する。また、同一様式の名刺を活用して、アドバイザーの認知度を高めることとし、これらの活用を推奨する。

- ・作成方法は？
- ・名刺を活用していただくためには

2. 「ありがとう」運動缶バッチ・シールの作成と活用

「ありがとう一日100回運動」を会員自ら実践するため、缶バッチ・シールを作成配布し、その自覚と啓発活動を推進する。

- ・作成方法は？
- ・広く活用していただくためには？

3. のぼり旗の作成と活用

20周年を記念して、のぼり旗の作成を検討し、各県アドの希望に応じて作成・頒布を行う。

・どのようにして、各県へ広めていくのか？

#### 4. 「全日本アド連たより」の発行

全日本の活動他、各県やブロック活動の報告、事業のお知らせ、参考になる提言、会員の声などの情報を提供し、広く活動を紹介するため、年3回発行し、ホームページにも掲載する。

・情報を提供していただくためにどうすればよいか？

#### 5. 全日本アド連ホームページの活用

運動方針や事業計画、事業予定や参加者募集、活動の報告、主張、提言、他各県・ブロックの情報もあわせて掲載して、ページの充実をはかり、情報の共有化と運動の活性化に努める。

・情報を提供していただくためにどうすればよいか？

・スムーズに、ホームページにアップできるようにするためには？

#### 6. 情報連絡網の整備と活用

1. 昨年度整備した組織表を活用して、連絡体制の強化を図る。
2. 全日本理事会・総会・研究大会、各ブロック総会・研究大会、などの機会を活用して、意思疎通の緊密化を図ると共に、事務局会議の機会を創って開催する。
3. 各ブロック・県の総会資料を提供頂くと共に、各種の活動を事務局や広報担当に情報提供をし、可能であればホームページに掲載して周知する。
4. 各県の会員名簿を作成し、ブロック・各県・各会員との情報交流を緊密にして、組織に活力を生み出すよう努める。

・1~4の連絡、事務局会議の創設について

#### 7. アド運動啓発資料の作成を検討する

全国の活動事例を把握して、事例集の作成や啓発パンフレットの作成を検討する。特にHP掲載の活動事例を資料化することに取り組む。

・ 今後、この啓発資料作成についての課題は？

8. 青少年健全育成基本法」の制定要求運動の継続

1. 連携できる関係団体を探し、連携した運動の展開を検討する。
2. 各都道府県アド連は、所属都道府県選出の衆参国会議員（自民党で可）に要望書を持参又は郵送する。
3. 各アドバイザーはハガキによる要望活動を実施する。
4. 可能な県アド協は、県・市町村議会への議会議決要請を行う

・ 活動の推進について、どのように取り組むか？

4. その他

5. 閉会 挨拶 広報委員長